

自治基本条例の普及に関する事項について（答申）【案】

1 はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月から施行されています。

自治基本条例は、市民が主役の自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や市民と市、市民相互などの協働による“自治の推進”を図るとともに、市の目指すべき方向として“豊かな地域環境の創造”を掲げるなどまちづくりの最高規範として制定されたものです。

私たちは、「越谷市自治基本条例推進会議」の委員に平成22年4月に委嘱され、まず、自治基本条例の実効性を確保するための課題を明確にする必要があると考えました。そこで、推進会議の所管事項のうち、自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について、越谷市の現状を他自治体との比較を含めて調査審議し、平成23年2月に「自治基本条例の実効性を確保するための課題」として報告書を提出しました。

そして、平成23年度は、自治基本条例の普及に関する事項について市長から諮問があり、これまで8回の会議を開催し、調査審議してきました。

このたび、これまでの会議の中で得た結論がまとまりましたので、ここに答申します。

2 自治基本条例の普及についての基本的な考え方

自治基本条例の実効性を確保し、市民参加と協働による自治のまちづくりをすすめていくためには、市民と市との情報共有が必要です。自治基本条例の普及とは、市民、市議会及び市長等のまちづくりの関係者が、自治基本条例のことをよく知り、理解を深め、そのうえで、実践していくということです。しかしながら、自治基本条例の普及は、まだまだ不十分であり、浸透しているとは言い難い状況にあります。

本推進会議では、自治基本条例の普及について、「①若い世代への普及の取り組み」、「②地域コミュニティ組織への普及の取り組み」、「③市民活動団体への普及の取り組み」及び「④幅広い市民を対象とした普及の取り組み」の4つの

【別紙】

視点から調査審議してきました。そして、これらの4つの視点から調査審議していく中で、基本的な考え方を次の3つに整理しました。

まず、1つめですが、自治基本条例と日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等との結びつきを明確に示すということです。

自治基本条例は、まちづくりの基本理念や基本原則をはじめ、市民参加と協働による自治のまちづくりを実現させるための制度や仕組み等の規範を明らかにする内容となっていますが、市民一人一人の生活者の視点との関連性が見えにくくなっているという現状があります。自治基本条例について、多くの市民の理解を得るためには、この条例が、安心し、楽しく生活していける住みよい自治のまちを実現するための手段であり道具でもあることを、日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等と関係する具体的な事例等を示すなどして、分かりやすく伝えていく必要があります。

次に、2つめですが、自治基本条例の普及には、条例の内容を深く理解し、市民参加と協働による自治のまちづくりを積極的にすすめていく市民の存在が不可欠になるということです。

市内にある自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織は、防犯・防災やリサイクル、環境美化をはじめ、スポーツ・レクリエーションなど地域に密着した活動を行うとともに、地区のまちづくりに関する提言を行うなど地域づくりの推進を担っています。また、NPO団体、ボランティア団体などの市民活動団体は、その専門性や行動力を発揮して福祉、教育、文化、環境など、さまざまな分野で活躍しています。

自治基本条例の普及には、地域コミュニティ組織や市民活動団体との連携・協力が不可欠になります。「越谷市自治基本条例」では、協働を団体（組織）と団体（組織）が対等の関係で公共分野での課題に取り組むことを主に想定していますが、これらの団体（組織）との協働により自治基本条例の普及に取り組む必要があります。

また、地域には、まちづくりの担い手として重要な役割を担っている人材が数多くいます。さらに、これまで、社会の第一線で活躍し、さまざまな知識、経験や能力を持つシニア世代をはじめ、年齢、性別を問わず、今後、その役割が期待出来る人材も数多くいます。このような人材に対し、まちづくりへの参加を促し、自治基本条例の普及に取り組む必要があります。

まちづくりの担い手として活躍している市民や、今後、活躍が期待出来る市

【別紙】

民が、自治基本条例を意識し、一層、市民参加と協働による自治のまちづくりをすすめていくことは、ますます重要になると考えられます。

最後に3つめですが、自治基本条例を普及させていくための拠点となる場が重要な役割を果たすということです。

自治基本条例の普及には、市民と市、市民相互の情報共有が大切になります。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体、市がそれぞれに、公共を担う対等なパートナーとして、自治基本条例に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりを実践していくことは、自治基本条例の普及に繋がります。

これらのことから、自治基本条例の内容はもとより、条例の趣旨に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりの情報の受発信の拠点となり、かつ、その実践の場となる施設等を設ける必要があります。

3 自治基本条例の普及についての方策

本推進会議では、自治基本条例の普及についての基本的な考え方を踏まえ、優先的にすすめることが望ましい、重要かつ効果的と思われる取り組みとして、次の5つの方策について提言します。

(1) 子ども版パンフレットの活用について

子ども版パンフレットは、主に小学校6年生を対象とし、イラストや図を挿入するとともに、身近なまちづくりの事例を掲載するなど出来る限り分かりやすい表現を心がけ編集されています。今年度は、この子ども版パンフレットが市内の小学校6年生に配布され、社会科の授業等で活用されることになっていますが、来年度以降も引き続き活用され、越谷市のまちづくりの将来を担う子どもたちが、まちづくりについて考えるきっかけとなるよう着実に取り組んでいく必要があります。

また、子ども版パンフレットは、子どもだけではなく家庭や地域において、自治基本条例についての理解を深めることも期待出来ます。子ども版パンフレットが地域コミュニティ組織や市民活動団体への普及、さらには、幅広い市民への普及へと繋がるよう活用方法を検討する必要があります。

【別紙】

(2) 自治基本条例の愛称・キャッチフレーズ及び自治の日等の制定について

自治基本条例という名称は、必ずしも市民にとって馴染みがあるとは言い難く、よく分からないと感じる市民も少なからずいます。

このような状況の中で、自治基本条例を普及させていくためには、自治基本条例の愛称やキャッチフレーズを用い、条例の役割や目指すもの及び日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく伝えていく必要があります。また、愛称やキャッチフレーズを決めていく過程も自治基本条例の普及に繋がります。愛称やキャッチフレーズを決める際には、まちづくりの担い手である多くの市民の参加を促し、市民が親しめる愛称やキャッチフレーズとなるよう工夫して取り組んでいく必要があります。

さらに、自治基本条例の普及についての取り組みを一過性のものとせず、継続的に実施していくため、自治の日等を制定するなど、自治基本条例の普及を積極的に推進し、自治基本条例に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりへの理解を深める機会を定期的に設ける必要があります。

(3) シンポジウム等のイベントの開催及び既存のイベント等の活用について

自治基本条例は、公募による市民が中心になって設置された「越谷市自治基本条例審議会」における89回の会議をはじめ、地区住民や市民活動団体等の各種団体を対象とした40回の懇談会・説明会の開催などにより、多くの市民の意見を得て制定されました。

このように多くの市民参加を得て制定された自治基本条例ですが、制定から2年余が経過しています。自治基本条例の実効性を確保するということを考えると、自治基本条例及びこの条例に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりについて、市民と市が一緒に考え、検証するシンポジウム等のイベントを開催することは、大変有意義であるとともに、自治基本条例の普及に繋がります。シンポジウム等のイベントは、自治基本条例制定後のまちづくりを振り返り、あらためて自治基本条例が制定されたことで、市のまちづくりがどのように変わったのか、及び日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等にどのような影響があるのかを考えられる内容にするとともに、まちづくりの担い手である多くの市民参加を得て開催される必要があります。

また、地域コミュニティ組織や市民活動団体は、それぞれの立場で積極的にまちづくりに取り組んでいます。これらの取り組みの中には、自治基本条例の

【別紙】

普及に活かせるイベント等も数多くあると考えられます。地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働により、これらの既存のイベント等を活用し、継続的に自治基本条例の普及に取り組むことを検討する必要があります。

（４）自治基本条例ハンドブック等の作成について

自治基本条例制定後、パンフレットやそのポケット版、逐条解説（手引き）などが作成されています。そして、今年度は、子ども版パンフレットが作成されています。このような普及についてのパンフレット等は、その対象や目的ごとに個別に作成されてきましたが、これらの啓発物資の集大成ともいべき自治基本条例ハンドブック等を作成する必要があります。

また、ハンドブック等の作成にあたっては、自治基本条例と日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく説明出来る事例を掲載するなど、より一層、工夫する必要があります。

さらに、まちづくりに関心のある市民や市民参加と協働による自治のまちづくりを積極的にすすめている地域コミュニティ組織や市民活動団体が、有効に活用出来る内容とする必要があります。

（５）市民活動支援センターの活用について

平成24年6月に市民活動支援センターが設置されます。この施設では、市民参加と協働による自治のまちづくりの拠点として、地域コミュニティ組織や市民活動団体の活動・交流の場の提供及び情報の受発信などの機能が期待されています。

市民活動支援センターの設置目的は、市民の自主的かつ主体的な公共活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することで、誰もが、住みよい地域社会の実現を図るとともに、市民文化の向上に資するとなっており、自治基本条例の趣旨を体現する施設とも言えます。

市民活動支援センターの設置を好機とし、情報共有を基本とする自治基本条例の普及及び自治基本条例に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりの実践の場として有効に活用していく必要があります。

【別紙】

4 むすび

本推進会議では、自治基本条例の普及について、より多くの意見が出されるよう、メーリングリストを活用し、また、調査審議にワークショップの手法を取り入れるなど、会議の運営方法を工夫して取り組んできましたが、特効薬とも言うべき、決定的な方策はありませんでした。このことから自治基本条例の普及には、様々な方策を組み合わせながら、継続して着実に実施していくことが必要だと分かります。

~~平成24年6月には、市民活動支援センターが設置されます。この施設では、市民参加と協働によるまちづくりの拠点として、地域コミュニティ組織及び市民活動団体の活動・交流の場の提供や情報の受発信などの機能が期待されています。~~

また、まちづくりの関係者である市民、市議会及び市長等のそれぞれが、自治基本条例の内容を咀嚼（そしゃく）し、自治基本条例に基づく市民参加と協働による自治のまちづくりに取り組むこと、そして、その情報を発信することを通して、自治基本条例を浸透させていくことも可能になると考えられます。

自治基本条例の実効性を確保するため、この答申の内容が確実かつ適切に実施されていくよう、具体的に予算化されるとともに、今後、自治基本条例の普及についての取り組みが継続して着実に実施されていくことを望みます。